

令和3年第3回広尾町議会定例会 第3号

令和3年9月16日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 認定第 1号 令和2年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 3 認定第 2号 令和2年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 認定第 3号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 認定第 4号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 認定第 5号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第 6号 令和2年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第 7号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 認定第 8号 令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 10 認定第 9号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 11 認定第10号 令和2年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 12 発委第 4号 広尾町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 13 発議第 6号 議員定数等に関する調査特別委員会の設置について
- 14 発議第 7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 15 発議第 8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 16 発議第 9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
- 17 発委第 5号 閉会中の委員会継続調査について

○出席議員（12名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松田 健司 | 2番 浜野 隆 |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 北藤 利通 | 6番 志村 國昭 |
| 8番 山谷 照夫 | 9番 渡辺 富久馬 |
| 10番 小田 雅二 | 11番 旗手 恵子 |
| 12番 浜頭 勝 | 13番 堀田 成郎 |

○欠席議員（1名）

- 7番 星加 廣保

水産商工観光課長	室	谷	直	宏
建設水道課長	前	田	憲	一
建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課主幹	北	藤	盛	通
建設水道課主幹	小	川	浩	司
兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港湾課長	森	谷		亨
港湾課長補佐	安	岡	伸	弘

〈教育委員会〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	畑	裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社会教育課長	沖	田	一	美
兼 図 書 館 長	沖	田	一	美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖	田	一	美

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	山	岸	直	宏

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈公平委員会〉

委 員 長	木	下	利	夫
併 書 記 長	山	岸	直	宏

〈農業委員会〉

会 長	今	村	弘	美
事 務 局 長	寺	井		真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白	石	晃	基
---------	---	---	---	---

事 務 局 次 長 保 坂 一 也
総 務 係 主 事 補 齊 藤 香 月

◎開議の宣告

- 1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。
議員の出欠であります。7番、星加廣保議員より欠席の届出があります。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、萬亀山ちず子議員、8番、山谷照夫議員を指名します。
ここで、決算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前10時01分 休憩

午前10時29分 再開

本会議を再開します。

◎日程第2 認定第1号～日程第11 認定第10号

- 1、議長（堀田） 日程第2、認定第1号 令和2年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、認定第10号 令和2年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

本件10件は、決算審査特別委員会に付託されたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、山谷照夫議員、登壇の上、報告願います。

- 1、決算審査特別委員会委員長（山谷） 決算審査特別委員会審査報告書。

令和3年第3回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

委員会開催日、令和3年9月7日火曜日、9月10日金曜日、9月16日木曜日であります。

事件及び審査の結果であります。審査の結果、認定第1号から認定第10号までの10件を認定す

べきと決定しました。

以上、決算審査特別委員会審査報告書といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 令和2年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 認定第1号 令和2年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

令和2年2月から3月にかけて発出した新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言以降、特に飲食業や商店関係者等の売上げが減少し、全国的に経済活動が低迷しました。加えて、本町の水産業は、ここ数年、漁獲量が低迷し、商工業者等の消費、購買力にも影響を与えているところです。このような経済環境の下、町税等徴収については、十勝市町村税滞納整理機構による徴収は見直す時期に来ております。

また、ふるさと納税の用途については、ほかの自治体同様に広尾町及び広尾町民のために使用目的を幅広く活用できるよう、見直しをする必要があります。

全国で本町だけと言われる政治家記念館は、地方公共団体が運営すべきものではありません。築後30年超となり、基金残高も2,700万円まで減少していることから、早急に運営形態の見直しをする必要があります。

よって、本決算認定に反対します。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

5番、北藤利通議員、登壇願います。

1、5番（北藤） 私は、令和2年度広尾町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるところであります。

令和2年度は、農林水産、商工観光など、産業振興をはじめ、子育て支援として医療費の助成など、活力あるまちづくりの展開に努めた内容であります。

また、このコロナ感染対策の影響でそれぞれの事業が中止、延期等となる中で、様々な工夫を凝らし、各事務事業の遂行に尽力されたものであります。

財政運営においても、各種財政指標や地方債の現在高、基金状況等を見ても、健全化への努力が

認められるものであります。

令和2年度には、第6次広尾町まちづくり推進総合計画を策定し、まちづくりの方向性を定めた内容であります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

10番、小田雅二議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（小田） 反対討論をさせていただきます。

令和2年度の決算認定において一番重要視される点は、コロナ禍に対して地方自治体としての広尾町がどのようにその役割を果たしていくか、そして3年度以降に対しても広尾町をこの状況の中で守り続けることができるかという点であります。

企業や商工業者の多くが売上げが極端に減少している中、国、道、町からの支援金、補助金も十分とは言えず、今後も事業を継続していけるのか、厳しい状態が続きます。

また、各個人個人においても、時短等による雇用の減少などから収入減を余儀なくされ、子育て家庭や母子家庭では大変な状況にあると聞きます。

このような中で、町が町民全体の経済的状況を把握し、きめ細かい支援を広げていくことが求められます。そして、一步でも二歩でも各町民の非日常の実態へ近づいてみることで、いろんな形で行政の手助けの可能性を見いだせることとなります。そうしなければいけないと思います。

不要不急という言葉がありますが、この言葉を尺度とし2年度の決算を推しはかりますと、荒川区の子どもたちを招待しての農山漁村ホームステイ事業については、不要とは言えませんが、不急ではあります。令和2年度の決算は、コロナ禍が始まった年であり、よりコロナ対策のほうへ照準を合わせるべきであります。農山漁村の事業は実際には中止となりましたが、極端な言い方をすれば、このような緊急事態の中では、この事業は一時停止あるいは休眠とすべきだと思います。予算の執行をでき得る限りコロナ対策へ持っていくことが必要であります。

一つの例を取ります。この荒川区の子どもたちを迎えての事業は教育目的でありますので、例えばの話ではありますが、広尾町の子どもたちで中学あるいは高校を卒業し、都市部へ学業の継続のために行っている子どもたちのことを想像してみたいと思います。ほとんどの子どもたちがアルバイトをし、平均では1万円から3万円の収入を得ているというデータがあります。コロナによってそれを得ることはできません。当てにしていた日常化していた収入が減となり、何かを削っていくほかありません。バイト収入を失い、食費や生活費に不安を持つ学生に対して、都市部ではボランティアの方々が食料品を支給するといったような活動も珍しくありません。

私は、町は今のような形で対応を検討すべきことはたくさんあるかと思っています。教育委員会の掲げる標語には「広尾の子どもは広尾で育てる」というのがありますが、「広尾の子どもは広尾町で守り、そして助ける」に置き換えていただきたいと思っています。もし額は少なくとも広尾町から学生たちに支援金を渡すような事業を行ったとすれば、与えられたその子どもたちは、感謝の気持ちを心

のどこかに携え、社会人となって立場が変わっても与えることの大事さを強く感じていくかと思えます。

以上で、反対討論とさせていただきます。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

2番、浜野隆委員、登壇願います。

1、2番（浜野） 私は、令和2年度広尾町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるところであります。

本決算における子ども農山漁村交流事業につきましては、コロナ感染症対策の影響でホームステイ事業は中止となりましたが、これまでの絆とつながりを生かし、企業版ふるさと納税、一般指定寄附金、個人版ふるさと納税の活用により、広尾町産食材提供事業での町産品アピールによる産業振興にも取り組んでおります。

また、本決算は、農林水産、商工観光など、産業振興をはじめ、子育て支援として医療の助成など、活力あるまちづくりの展開、地域福祉、健康予防、安心して暮らすことができるまちづくりに努めた内容でありました。

財政運営においても、各種財政指標や地方債の現在高、基金の状況等を見ても、健全化への努力が認められるものであります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより認定第1号 令和2年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和2年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第2号 令和2年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第3号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第4号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） 認定第5号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計決算認定について、反対討論を行います。

平成30年度から国民健康保険の運営に係る責任主体が北海道となる都道府県に移行したところがありますが、令和2年度の国民健康保険税に係る均等割、平等割は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い経済活動が低迷していることから、据置きをしたところであります。

しかし、一方で国民健康保険税の賦課限度額は、後期高齢者支援金、介護納付金分を合計すると、現行の96万円から99万円に3万円引き上げられたところであります。平成18年度の国民健康保険税賦課限度額62万円から比べると10年余で1.6倍、37万円の大幅な引上げとなっております。

従前の国庫負担率49.8%に増額しなければ、賦課限度額を引き上げただけでは国保財政の窮迫は打開できるものではありません。新型コロナウイルス感染拡大により零細商工業者は休業、自粛など、収益が減少する経済環境の下、被保険者の負担増は回避すべきものであります。

よって、本決算認定に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

5番、北藤利通議員、登壇願います。

1、5番（北藤） 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計決算認定について、私は賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険の事業は、現在は北海道が運営の責任主体であります。国保を国民全員が入る保険として続けるため、健全で安定した運営を目指し、町民医療の確保と健康増進に努めているものであります。

また、所得の低い世帯にも配慮した保険税の率となっております。軽減も拡大されております。

本決算は、国民健康保険の運営に必要な経費で、適正な会計運営がされております。

本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより認定第5号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第6号 令和2年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を

行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第6号 令和2年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第7号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第8号 令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第9号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第9号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第10号 令和2年度広尾町水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第10号 令和2年度広尾町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

◎日程第12 発委第4号

1、議長(堀田) 日程第12、発委第4号 広尾町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、山谷照夫議員、登壇の上、説明願います。

1、議会運営委員会委員長(山谷) 発委第4号 広尾町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案理由を申し上げます。

お手元の議案資料1ページの新旧対照表をご覧ください。

本改正は、都道府県会長会において決定した標準町村議会会議規則の一部改正を受け、新旧対照表の右欄に掲げる現行規定を左の改正欄に掲げる規定に改正するものであります。

第2条は、男女ともに議員活動がしやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たり諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、産前・産後の欠席期間を規定するものです。

第89条は、請願者の利便性の向上を図るため、議会への諸手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

なお、附則につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、議決方よろしくお願いします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより発委第4号 広尾町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

◎日程第13 発議第6号

1、議長（堀田） 日程第13、発議第6号 議員定数等に関する調査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本件は議員定数等についての調査を行うため、議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置して、閉会中も継続して調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は、議長を除く議員全員で構成する議員定数等に関する調査特別委員会を設置して、閉会中の継続調査とし、調査期間は調査終了までとすることに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、議員定数等に関する調査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります渡辺富久馬議員に臨時委員長をお願いします。

本会議を休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時10分 再開

再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました議員定数等に関する調査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので報告します。

委員長には浜頭勝議員、副委員長には山谷照夫議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎日程第14 発議第7号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番（浜頭） 発議第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携して森林

吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再造林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第8号

1、議長（堀田） 日程第15、発議第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の

充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番（浜頭） 発議第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第9号

1、議長(堀田) 日程第16、発議第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番(浜頭) 発議第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けているほか、道路交通を取り巻く環境においては、激甚化・頻発化する自然災害に伴う交通障害をはじめ、道路施設の老朽化、多発する交通事故など、様々な課題を抱えている。

10行ほど飛びまして、よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から国民の日常生活に最も密着した市町村道に至る道路ネットワークの計画的・体系的整備の必要性や、ポストコロナを見据えた物流・観光をはじめとする経済回復に資する道路の重要性などを踏まえ、より一層の社会資本整備等の充実・強化に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。
記。

1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。

3、国土強靱化の事業計画に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・

補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

4、新広域道路交通計画に基づき、高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格幹線道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、下水道など公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

9、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第17 発委第5号

1、議長（堀田） 日程第17、発委第5号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発委第5号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和3年第3回定例会終了後から令和3年第4回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、GIGAスクールの現状と課題について。

産業常任委員会、(1)、道の駅の開設経過と地場産品の情報発信について。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和3年第3回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時30分